

平成30年(ワ)第1445号, 2537号事件

第1審原告萩原ゆきみ外170名

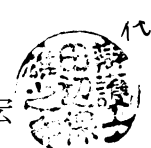
第1審被告国外1名

第1審原告準備書面(8)の訂正書面

2019(令和元)年9月10日

大阪高等裁判所 第12民事部 口係 御中

第1審原告ら訴訟代理人 弁護士 川 中 宏



同 弁護士 田 辺 保 雄



2019(令和元年)6月11日付第1審原告準備書面(8)について下記の通り一部訂正をする。

1 第2, 2項(3)について

「日本政府は、」で始まる第2段落を次のとおりに修正する。

「日本政府は、2013年3月、このオーストリアからの勧告についてフォローアップすることについて同意を示し、勧告を受け入れることとなった。その際、日本政府は、「UPR第2回日本政府審査・勧告に対する我が国対応」として、次のとおりに表明した。

147. 155 フォローアップすることに同意する。

a. 日本政府は、福島県民、特に子どもの中長期的な健康管理を可能とするため、福島県が創設した「原子力被災者・子ども

健康基金」に782億円の交付金を拠出する等、福島県に対し財政的・技術的な支援を行っている。政府としては、科学的合理性及び倫理性を踏まえて引き続き住民の健康管理を適切に行ってまいりたい。

b. 日本は、健康の権利特別報告者の訪日を支援し、同報告者は、訪日中、被災者、避難者、及び市民団体との面会を行った。

ところが、2017年1月にフォローアップしたする報告の内容は、下記のとおり、上記の2013年時における政府の対応表明と全く同じであった（甲D共247号証36頁）。

1. 日本政府は、福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため、福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に782億円の交付金を拠出する等、福島県に対し財政的・技術的な支援を行っている。政府としては、引き続き住民の健康管理を適切に行ってまいりたい。

2. 日本政府は、健康の権利特別報告者の訪日を支援し、同報告者は、訪日中、被災者、避難者、及び市民団体との面会を行った。

すなわち、オーストリアが勧告した「福島地域に住む住民の健康と生活の権利を、放射線危険要因から保護するための全ての必要な措置」については、何ら実質的な進展がなかったことが明らかである。」

2 第4, 2項について

「指令」とある部分をすべて「要請」という用語に訂正する。

これは、当初、英文の「M a n d a t e s」という単語を「指令」と訳したものであるが、いずれも「要請」と訳するのが適当であるので、このように修正するものである。

この関係で、同項(1)アの「なお、」で始まる第3段落にかかる主張はすべて撤回し、新たに次の主張を付加する。

「なお、特別報告者の文書の表題には、「M a n d a e t s」と明記されているが、ここでは「付託事項、委任権限」という意味で用いられており、具体的には、特別報告者が有する「特別手続きに関する委任権限」という意味となる（適切な日本語の訳語がなく、国際法研究者は、あえて「マンデート」と表記することもある）。この点、日本の外務省は、単純に「情報提供要請」と呼称しているが、この文脈においては、「特別報告者の委任権限事項に基づく情報提供要請」とでも意識するのが適切である。

また、特別報告者が求めたのはあくまで情報提供の要請であり、法的拘束力、強制力を伴うものではない。ただし、国連人権理事会から情報提供要請を求められた場合は、国連加盟国として、誠意を持って、適切な対応を行うこと（つまり情報提供要請を無視せず、対応すること）が求められる。マンデート保持者である特別報告者が個別の人権問題を専門家の観点から指摘し、情報提供を要請する。それに対して、指摘された国は情報の提供を行う。そして、それに対して、専門家がまた指摘する。このように特別手続きは対話を重視したプロセスであるという点に特徴がある。」

3 第4, 2項(1)ウについて

「UN Human Rights Committee」の訳語として「人権委員会」と表記したが、これは人権理事会の前身である「Commission on Human Rights」の日本語訳である「人権委員会」と紛らわしいため、すべて「自由権規約委員会」の訳語に修正をする。

以上